

トラックビジョン レンタル契約約款

第1条(総則)

本レンタル約款は、お客様(以下甲という)と株式会社オール(以下乙という)との間のソフトウェアおよびハードウェアなど(以下レンタル製品という)の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について適用します。

第2条(レンタル製品)

乙は甲に対し、レンタル申込書または甲所定の注文書(以下レンタル申込書)に記載のレンタル製品をレンタルし、甲はこれを借受けます。

第3条(レンタル期間)

1. レンタル期間の開始日時及び終了日時はレンタル申込書に記載のレンタル期間の開始日時及び終了日時とします。

第4条(レンタル料金)

1. 甲はレンタル申込書記載のレンタル料金をレンタル申込書記載の支払方法に従い乙に支払います。
2. レンタル期間満了前にレンタルが終了した場合においても、甲はレンタル申込書記載のレンタル料金をレンタル申込書記載の支払方法に従い乙に支払います。

第5条(レンタル製品の引渡し及び担保責任)

1. レンタル製品の引渡しは設置場所において甲の検査を経たうえ甲より「レンタル製品受領・返却確認書」の受領確認を交付する方法により行うものとします。
2. 甲が乙に対して、製品の引渡しを受けた後1時間以内にレンタル製品の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、製品は通常の性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。
3. 乙は甲に対して、引渡し時において製品が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル製品の商品または甲の使用目的への適合性その他については担保しません。

第6条(レンタル製品の引渡し及び返還に関する費用)

レンタル製品の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は甲の負担とします。

第7条(担保責任の範囲)

1. レンタル期間中、甲の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により、レンタル製品が正常に動作しない場合は、速やかにレンタル製品を修理または取り替えるものとします。
2. 乙は製品が正常に動作しないことに関しては前項に定める以外、一切の責を負わないものとします。

第8条(レンタル製品の使用保管)

1. 甲はレンタル製品を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する消耗品、費用を負担します。また、以下に定める行為は行うことはできません。
① レンタル製品をその本来の使用目的以外の用に供すること。
② レンタル製品に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識を除去し、または汚損すること。
③ レンタル製品については質権、抵当権及び譲渡権その他乙の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
④ レンタル製品を分解、修理、調整、他製品と付着すること。または製品の一部除去、取り替え、改造、加工等、レンタル製品の引渡し時の現状を変更すること。
⑤ レンタル製品の引渡し時の初期設定データを変更すること。
2. 甲は事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
① レンタル製品を乙がレンタル申込時承諾した設置場所もしくは使用場所以外に移動すること。
② レンタル製品を第三者に転貸すること。
3. 甲は、レンタル製品について強制執行その他法的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じた時は、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第9条(レンタル製品の滅失、毀損)

甲の責に帰すべき事由によりレンタル製品を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の制限を含む)した場合、甲は乙に対して、代替製品(新品)の購入代価相当額及び代替製品の購入に要した期間のレンタル料相当額を損害賠償金として支払うものとします。

第10条(ソフトウェアの複製等の禁止)

1. 甲は製品の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできません。
① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のため再使用权を設定すること。
② ソフトウェアを製品の目的以外のものに利用すること。

- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

第11条(レンタル製品の海外持ち出し禁止)

甲はレンタル製品を日本国内においてのみ使用するものとします。

第12条(解約)

1. レンタル契約を解約する場合、甲は乙に対し、文書にて申し入れをするものとし、甲は以下に定めるキャンセル料金を乙に支払います。
① 契約成立後～貸出日7日前までのキャンセル:レンタル料金の10%
② 貸出日6日～4日前のキャンセル:レンタル料金の30%
③ 貸出日3日～2日前のキャンセル:レンタル料金の50%
④ 貸出日前日及び当日のキャンセル:レンタル料金の100%

第13条(レンタル契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のひとつに該当した場合、レンタル契約を解除することができます。
① レンタル契約の各条項に違反したとき。
② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生、会社整理等の申し立てを受けたとき。もしくは、その申し立てをしたとき。
④ 事業の休止をし、または解散したとき。
⑤ 経営不振であり、または経営の継続が困難であると乙が認めたとき。
2. レンタル契約が解除されたとき、甲及び乙は、相手方に対する一切の債務について期限の利益を失う。

第14条(レンタル製品の返還及び返還遅延の損害金)

1. レンタル期間の満了、解約、解除、その他の事由によりレンタル契約が終了した場合、甲はレンタル製品を乙に対し、直ちに乙の指定する場所に返還するものとします。返還に関わる運送費等の諸費用は甲の負担とします。
2. 甲が自己の責任による事由に基づき、レンタル製品を返還しないとき(滅失を含む)、あるいは毀損または汚損(期間相応の損耗及び汚損は除く)したレンタル製品を返還したとき、甲は乙に対して、レンタル物件ごとの損害賠償として第9条に定める額を支払うものとします。
3. 甲が前項の義務の履行を怠った場合、甲は乙に対し、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル製品の返還日までレンタル料相当額(1日あたり80万円)の遅延損害金を支払うものとします。

第15条(遅延損害金)

甲がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第16条(消費税の負担)

消費税法等の改定によりレンタル契約のレンタル料等にかかわる消費税率が改正された場合には、甲は改正税率実施日以降は、改正税率での消費税額を乙に支払うものとします。

第17条(協議解決)

本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合、乙、甲が誠意を以って協議し円満に解決するものとします。

第18条(裁判管轄)

当該レンタル契約についての紛争は東京地方裁判所本庁または東京簡易裁判所とします。

2014年12月1日

株式会社オール
デジタルサイネージ事業部